

掛川市安全で安心なまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、防犯及び交通安全に関する安全で安心なまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）に関し、基本理念を定め、市民等の責務を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、生涯学習都市にふさわしく安全で安心な地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。
- (2) 事業者 市内に事業所を設置して事業活動を行う者及び市内に自己の居住の用に供する土地又は建物以外の土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (3) 自治組織 市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された自治会その他の団体をいう。
- (4) 市民等 市民、事業者及び自治組織をいう。

(基本理念)

第3条 安全で安心なまちづくりは、次に掲げる基本理念に基づくものとする。

- (1) 安全で安心なまちづくりは、身の回りの安全は自らで守り、地域の安全は地域で守るという意識と、人と人とのつながりを大切にし共に支え合うという意識を基本として推進されなければならない。
- (2) 安全で安心なまちづくりは、市と市民等との適切な役割分担による協働の下に一体となって推進されなければならない。
- (3) 安全で安心なまちづくりは、犯罪や交通事故の実態を考慮して効果的に推進されなければならない。
- (4) 安全で安心なまちづくりは、学校等に通学する児童等、犯罪又は交通事故の被害者、高齢者、障害のある人等に配慮して推進されなければならない。
- (5) 安全で安心なまちづくりは、関連するあらゆる分野の取組との連携の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全で安心なまちづくりに関する総合的な施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、警察その他の関係機関と連携を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活における安全の確保に自ら努めるとともに、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、市民の安全を確保するための必要な措置を講ずるよう努めるとともに、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(自治組織の責務)

第7条 自治組織は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、地域の安全を高める取組を地域の実情に応じて自主的に行うとともに、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(推進体制の整備)

第8条 市は、市民等と協働し、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進するための体制を整備するものとする。

(自主的な活動の支援)

第9条 市は、地域における安全で安心なまちづくりが促進されるよう、市民等が行う犯罪及び交通事故の防止のための自主的な活動に対し、必要な助言その他必要な支援を行うものとする。

(情報提供)

第10条 市は、市民等が適切かつ効果的に安全で安心なまちづくりに関する活動が推進できるよう、必要な情報の提供を行うものとする。

(生活環境の整備)

第11条 市は、市民等と協働して、犯罪及び交通事故の防止に配慮した生活環境の整備に努めるものとする。

(児童等の安全確保)

第12条 学校又は児童福祉施設（以下「学校等」という。）の設置者又は管理者（以下「設置者等」という。）は、保護者及び警察その他関係機関と連携し、学校等の施設内における児童、生徒等の安全を確保するよう努めなければならない。

2 学校等の設置者等、市民及び自治組織は、警察その他関係機関と連携して、通学路等における児童、生徒等の安全を確保するよう努めなければならない。

(交通事故の防止)

第13条 自動車及び自転車等（以下「自動車等」という。）を運転する者は、交通法規を遵守し、歩行者及び他の自動車等の通行に注意して安全運転に努めなければならない。

2 歩行者は、道路を通行するに当たっては、交通法規を遵守し、交通の危険を生じさせないように努めなければならない。

3 事業者は、その事業用の自動車等の点検及び整備を行うとともに、その運転者に交通法規を遵守させ、安全運転の確保に努めなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。